

川崎市議会議員

本間 賢次郎

市政レポート No. 9 (平成 30 年 9 月号)

事務所 〒210-0834 川崎市川崎区大島 3-14-17

TEL044-742-8072

FAX044-211-1081

ごあいさつ



記録的な猛暑・酷暑が続きましたが、皆様はどのような夏を過ごされましたでしょうか。私は先月 7 日から 8 日にかけて九州地方を視察し、熊本市で熊本地震で被害を受けた上下水道の状況や取り組みについて、長崎県では学校給食のアレルギー対策の取り組み、小学校でのフッ化物洗口（虫歯予防のうがい）の取り組みについて担当者と意見交換を行って参りました。視察の成果を川崎市政に反映できるように取り組んで参ります。

川崎市の財政は豊かなのか？

本年第 1 回定例会で可決した平成 30 年度の本市の一般会計当初予算は四年連続過去最大規模 7,366 億円であり、これは前年度比 278 億円の増です。市税収入については 3,479 億円と五年連続でこちらも過去最大。県費負担教職員の市費移管に伴う税源移譲分（353 億円）を除いたとしても前年比 54 億円の増です。これらの話から多くの方が「川崎の財政は豊か！」と思われそうですが、実際は豊かな財政状況とは言えません。

人口増加が続き活発な元気な街という評価が先行していますが、高齢化社会への対応、子育て支援、防災対策など市民生活に直結する課題が山積です。そうした中で本市の財政に大きく影響しているのが「地方交付税」です。地方自治体の財政力格差を調整するために国が地方に配分するもので、「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格を持ちます。財政力指数が 1.00 以上となると財政力ある行政運営との評価の一

方、「不交付団体」となり財源補填がなく、補助金の減額等のデメリットがあります。財政力指数は、財政収入額を各地方団体の自然的、地理的、社会的諸条件を基に算定した財政需要額で割って算出され、本市の財政力指数は平成 28 年度決算で「1.00」であり、不交付団体となっています。しかも、政令指定都市で唯一。本市の実情と国の算出する財政需要額とが合致していないためにこのような状況となっています。政令指定都市 20 都市の「市民一人あたりの税収」を標準税収入のみで比較すると本市は大阪市、名古屋市に次ぐ第 3 位。しかし、地方交付税（普通交付税）と臨時財政対策債を加味し「市民一人あたりの税収」を比較すると 18 位に転落します。そして、国から受けられる保育所の整備交付金、幼稚園就園奨励費等の補助率も引き下げられてしまうのです。

「ふるさと納税」でさらにピンチ拡大！

生まれ育ったふるさとをはじめ、在住の自治体以外に応援したい地方へ寄付することのできる「ふるさと納税制度」は、寄付額の一部が所得税及び住民税から控除されることや寄付先の自治体からの「返礼品」に注目が集まり、平成 20 年の制度開始以来、適用者、寄付金額が増加しています。また、災害被災地への義援金としての活用方法も浸透してきています。一方、ふるさと納税によって、都市部から地方へと税金が「流出する」事態が起きており、大都市共通の悩みとなっています。特に本市の場合、ここでも地方交付税不交付団体であることが立ちはだかります。市は今年度のふるさと納税による減収額について 39 億円（昨年度は約 29 億円）と想定していますが、総務省のまとめでは 42 億円と想定を上回っています。交付団体であれば減収分の 75%を国から補填されますが、不交付団体は減収額が全く補填されないため、本市にとり、この 40 億円前後もの減収はあまりにも痛手です。政令指定都市唯一の不交付団体ということで、こうした実情をなかなか他都市に理解されず、本市はさまざまな制度の壁に当たりながら財政運営を行っています。私たちは国に対して適切な制度運営を求め、危機感をもって市の財政健全化に取り組んで参ります。